

仕 様 書

第1 総則

1 品名

資器材搬送車（2 t 積載 リフト付）

2 数量

1 台

3 本車の製作は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合したものであること。

4 製作上の問題処理等

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。
- (2) 仕様内容の解釈について相違がある場合は、本市の解釈に従うものとする。
- (3) 仕様の変更が必要な場合は、本市の承認を得ること。
- (4) 本車の製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を本市に報告すること。
- (5) 艀装製作にあたり、装備品、取り付け品、取り付け装置及び積載品等で同等以上の性能を有する品を納入する場合は、入札前に性能資料を提出し本市の承認を得ること。

5 製作上の注意

- (1) 各装置、パーツの取り付けは、原則としてボルト締め付けとし、ネジロック剤を使用して確実に締め付けること。
- (2) 車両全般にわたって防水措置を十分に行うとともに、部品等は耐食性のあるものを使用し、発錆の可能性のあるものについては、防錆措置を施すこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- (4) 車両は、前後左右の荷重バランスを十分考慮するとともに全体的に重量軽減を図ること。
- (5) 使用取扱い上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (6) 十分な強度及び安定性を有し、耐久性、耐食性に優れたものであること。
- (7) 車両は、常時登録された車両総重量の状態において、長期にわたって十分耐え得るものであること。
- (8) 車両に使用する材料及び部材は、特に指定するものを除き、全て日本工業規格（J I S）のものを使用すること。ただし、ネジ類についてはI S Oネジ又は、これに準じたものを使用すること。
- (9) 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語又は英語で表示すること。
なお、詳細については、別途指示する。
- (10) 車両に使用する単位等の表示は、全てS I 単位で表示すること。
- (11) 車両は水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。

第2 提出書類等

1 製作工程表

受注者は、契約後速やかに本市と細部について協議を行い、協議の結果に基づき、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 製作工程表

- (2) 協議録
- 2 承認図面

受注者は、車両艤装の着手予定日の1か月前までに、次の書類をA4版で製本のうえ2部提出し、承認を得た後に艤装を実施すること。(承認後、1部を返却する。)

- (1) 承認図

種別は次のとおりとし、目次を付け製本のうえ提出すること。

- ア 資機材等明細表
- イ 製作図
- ウ その他本市が指示する書類

- (2) 諸元明細表

- ア シヤシ関連諸元 (エンジン型式、形状、出力、排気量、輪距、軸距等主要寸法、蓄電池、オルタネーター規格、タイヤサイズ、最小回転半径等)
- イ 主要艤装品諸元・規格
- ウ その他本市が指示する書類

- 3 納車申出書

登録1ヶ月前までに、次の事項を記載した納車申出書を提出すること。

- (1) 車検証情報 (型式、車台番号、車両重量、車両総重量、車両の形状、自動車の種類、用途)
- (2) 納車日
- (3) 登録日

- 4 関係図書

車両納入時に、次の関係図書を本市に提出すること。

区分	関係図書	部数
1	車両取扱説明書 (艤装品を含む)	2部
2	パーツリスト及びサービスマニュアル	1部
3	整備マニュアル	
4	完成車の車両重量実測表 (1) 車両総重量 (2) 前後輪分布荷重	
5	転覆角度計算書	
6	電気配線図	

- 5 写真

車両納入時に、カメラで撮影した次の写真を電子媒体 (CD-R) で提出すること。

また、当該写真をA4用紙1枚につき4枚を貼付け、印刷機で刷り出したもの1部を提出すること。

- (1) 車両正面及び後面
- (2) 車両左右側面
- (3) 車両取り付け品及び付属品等

- 6 その他

その他本市が指示したもの。

第3 検査及び試験

1 検査

本仕様書、承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。ただし、一部検査については、社内検査成績表等により省略するものとする。

2 中間検査

本市が必要と認める場合に実施するものとし、時期等は製作工程を考慮し行うものとする。

3 納入検査

中国運輸局広島運輸支局の新規検査・新規登録を完了後、本市の納入検査を受けるものとする。

なお、納入検査は、本市が指定する日時及び場所で行うものとし、検査の結果、不備事項又は不合格品があった場合は、本市の指示する日までに改修又は取り替えを行い、再度検査を受けるものとする。

納入検査は次の事項を実施するものとする。

- (1) 艀装完成検査
- (2) 走行検査
- (3) 取り付け品等の検査

4 納車講習

受注者は納入検査終了後、本市職員に対し無償で、次の内容の納車講習を本市が指定する日時及び場所で行うものとする。

- (1) 取扱説明書、点検整備書等による各装置の構造、使用方法、使用上の注意事項、点検整備方法等の説明（各種積載品を含む。）
- (2) 各装置（各種積載品を含む。）の実演

第4 登録、保証及び納入

1 保証期間は完成車の納入日から1年間とし、保証書を提出すること。

ただし、部品や付属品等で1年間以上の保証期間となっているものについてはその期間とする。また、保証期間以後に設計不良、工作不良に起因する不具合が生じた場合は、部品の取り替え若しくは、修理を行うこと。

2 新規登録等に要する費用（自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車検査手数料（印紙及び証紙）、ナンバープレート代及び自動車リサイクル料金）は受注者で一時負担し、本市に請求すること。

3 納入期限

令和9年3月31日（水）

4 納入場所

広島市中区大手町五丁目20番12号

広島市消防局施設課

第5 シヤシ部分仕様

本仕様書に記載の数値は、いずれも目安（級）とする。

1 主要諸元・性能

- (1) 全長 4,685 mm 級
- (2) 全幅 1,695 mm 級
- (3) 全高 1,970 mm 級
- (4) 車両総重量 4,705 kg 級
- (5) 最大積載量 2,000 kg 級
- (6) 駆動方式等 二輪駆動 AT
- (7) 乗車定員 2名以上
- (8) タイヤ 標準規格のラジアルタイヤ
- (9) キャブチルト装置 手動式
- (10) その他 令和8年式として公表された標準仕様によること。

2 荷台

平ボディとし荷台寸法（内寸）は下記のとおりとする。

- (1) 長さ 3,075 mm 級
- (2) 幅 1,615 mm 級
- (3) 高さ 380 mm 級

3 付属品及び装備品

番号	品名	数量	摘要
1	エアコン	1式	純正品
2	サンバイザー	1式	左右
3	サイドバイザー	1式	左右
4	バックランプ	1個	ギア連動
5	泥よけ	1式	全輪
6	スペアタイヤ	1本	ホイール付
7	標準工具	1式	
8	ジャッキ	1式	
9	ホイールレンチ	1式	純正品
10	タイヤチェーン	1式	シングルチェーン（バンド付）
11	けん引ワイヤー	1本	径12mm×長さ5m
12	停止表示板	1個	
13	保安信号灯	1式	保安煙筒及び保安信号灯
14	予備球	1式	シヤシ側で球交換を必要とするもの（ケース付）
15	予備ヒューズ	1式	ケース付
16	スターターキー	2本	
17	ラジオ	1個	AM・FM
18	フロアマット	1式	
19	ドライブレコーダー	1式	WitnessIV - S II（予備カード付、USBキー有）
20	消火器	1本	自動車用（ABC粉末1.8kg入）
21	車輪止	1組	樹脂製

第6 艀装部分仕様

- 1 本車は、堅牢かつ耐久性に富み各部の取り付け部品及び積載装置は確実に操作しやすいものとする。
- 2 車体の艀装等
 - (1) キャブのフロントフェンダー上面の隊員昇降口にはフェンダープロテクターを有効に貼ること。
 - (2) バッテリーボックスをキャブ後方下部に設け、バッテリーの取替、点検等が容易にできる構造とすること。
 - (3) 荷台上部には取外し容易な直径 18mm 以上の鉄骨（防錆加工）を使用し、幌（防水防炎加工）を設けること。なお、幌のたれ下がり、荷台の側板上端から 100mm 下までとし、取り付けはハト目によるロープ締付けとする。また、幌のたれは、前後部側が巻き上げ、左右部側は資器材が搬入できるようにすること。
 - (4) 荷台後部にパワーゲート（最大リフト能力 600kgf）を取り付けること。
なお、取り付けに際しては、運輸支局の改造検査に適合するよう入念に取り付け作業を行うこと。
 - (5) 荷台床面に埋め込みフック（左右各 3つ）を取り付けること。
 - (6) 燃料タンクは、油種を明記した銘板を注油口付近に貼付すること。
 - (7) 消火器及び車輪止の取り付け位置は本市係員の指示によること。
 - (8) 危険物積載標識（300 × 300 mm（正方形））を黒地に黄色の反射文字で「危」と表示し、車両前後の見やすい位置に取り付けること。
 - (9) 高圧ガス積載標識を、黒地に蛍光黄色の反射文字で「高圧ガス」と表示し、正方形の場合は面積 600cm²以上、または車幅に応じた例示基準寸法以上の長方形とし、車両前後の見やすい位置に取り付けること。
 - (10) 車両のボディカラーは標準色とし、本市と協議のうえ決定するものとする。